

令和 8 年度（2026 年度）熊本県半導体関連企業立地セミナー  
企画・運営等業務委託仕様書

1 業務名

令和 8 年度（2026 年度）熊本県半導体関連企業立地セミナー企画・運営等業務

2 委託期間

契約締結の日から令和 8 年（2026 年）12 月 11 日（金）までとする。

3 委託業務の目的

本委託業務では、首都圏企業の投資決定権者等を主な対象として、本県の立地環境の優位性や、パークマネジメント法人の設立をはじめとする具体的な取り組み、将来に向けた期待や展望等についてセミナーを行うことにより、本県への半導体関連企業の一層の集積を促進するとともに、半導体エコシステムの強靱化に向けた機運醸成を図ることを目的とする。

4 概要 以下の条件に基づき、セミナー及び交流会を開催する。

日 時：令和 8 年（2026 年）11 月 4 日（水）

場 所：RISE GATE NIHONBASHI

東京都中央区日本橋室町 1-7-1 スルガビル 7 階 ※会場予約済

主 催：熊本県

共 催：熊本県企業誘致連絡協議会・三井不動産株式会社

規 模：168 席

交流会：セミナー終了後、参加者、講師、県等による交流会を開催

5 委託業務の内容

主な想定業務内容は下記のとおりであるが、状況の変化により業務内容等に変更があり得るものとし、県と協議の上、受託者はこれに対応すること。

(1) セミナー及び交流会の運営

①受付、会場内レイアウト及び司会進行等

②事前の講師との資料調整、動作確認

③会場内でのパソコン操作

(2) 講演者への報酬および旅費の支払い（講演者は委託者が決定する）

※想定 報酬 2 万円×2 名、旅費 10 万円×2 名（税込み）

(3) セミナー及び交流会で使用する備品や飲食物、装飾関係の準備（県と協議の上、決定すること。なお、交流会は立食形式を想定。）

※会場使用料は不要なため、見積に含めないこと。

(4) セミナーの広報

①多くの来場者を呼び込むことができる広報企画を具体的に提案し、県と協議の上、実施すること（WEB等での広報）。

②国内の半導体関連企業を主なターゲットとした電子メール等での周知（送付先リス

トは、県と協議の上、受託者において作成する)

③半導体関連企業立地セミナーの、周知用チラシの企画構成・印刷（５００部）。チラシはＡ４版両面とし、印刷と併せ、ＰＤＦデータでも納品

(5) セミナー参加申込みの受付・とりまとめ・確定連絡

セミナー参加申込みページを作成し、原則事前登録制とする。なお、他県自治体からの申込み等、セミナー参加の可否に疑義がある者については委託者と協議の上対応すること。

(6) アンケートの作成・集計

セミナーに関するアンケートの作成、集計、報告

(7) 本セミナーの検討にあたり、上記(1)～(6)以外の項目で必要と考えられる項目があれば提案すること。

## 6 委託業務の成果報告

成果品（実績報告書）については、委託業務の終了の日までに、紙媒体及び電子媒体両方で納品すること。

## 7 受託者の責務

- (1) 秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。
- (2) 委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- (3) 委託者の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は受託者が負担する。
- (5) 関係法令を遵守し業務に当たること。

## 8 著作権

- (1) 業務の実施に当たっては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 業務の実施に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て委託者に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (4) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

## 9 その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議のうえ、解決するものとする。